

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第73号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高野東開・西開地区地区計画が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
高野東開・西開A地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場，スケート場，水泳場及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 京都市建築基準条例第34条第2号，第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(7) 葬祭場</p>
高野東開・西開B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) ボーリング場，スケート場，水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 自動車教習所 (6) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (7) 自動車修理工場 (8) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗 (9) 葬祭場
高野東開・西開C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 劇場, 映画館, 演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ若しくは令第130条の7の3に定めるもの (5) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの (6) ボーリング場, スケート場, 水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (9) 日刊新聞の印刷所 (10) 自動車修理工場 (11) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗

		(12) 葬祭場
高野東開・西開D地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの

2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更により，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都外国語大学地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い，当該地区の建築物の高さの最高限度に関する規定のうち，31メートル高度地区の名称を改めることとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第73号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 瓜生山学園地区の項の次に次の4項を加える。

高野東開・西開A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高野東開・西開地区地区計画（以下「高野東開・西開地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
高野東開・西開B地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
高野東開・西開C地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域
高野東開・西開D地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてD地区として区分された区域

別表第2 瓜生山学園地区の項の次に次の4項を加える。

高野東開・西開A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設 (3) 自動車教習所 (4) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (5) 自動車修理工場
------------	-----------	---

		<p>(6) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(7) 葬祭場</p>
高野東開・西開B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) ボーリング場, スケート場, 水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(9) 葬祭場</p>
高野東開・西開C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 劇場, 映画館, 演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ若しくは令第130条の7の3に定めるもの</p> <p>(5) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの</p>

		(6) ボーリング場, スケート場, 水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (9) 日刊新聞の印刷所 (10) 自動車修理工場 (11) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗 (12) 葬祭場
高野東開・西開D地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業, 店舗型風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの

別表第2 京都外国語大学地区の項中「31メートル高度地区」を「31メートル第1種高度地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)